

セカンドらいる

入居者十人が死亡した群馬県渋川市の老人施設「静養ホームたまゆら」の火災から一年。火災は、都市から追われる高齢者の実態を浮き彫りにした。低所得高齢者の受け皿に「都市型軽費老人ホーム」制度が新年度から動き出す。解決策となるのか。（飯田克志）

「ここでの生活も落ち着いた。あんな怖いことは一回でいい」

「たまゆら」で被災した男性への話は、やっと安住の地を見つけた。男性

は以前住んでいた東京都墨田区に帰り、NPO法人「ふるさと」の会（台東区）が運営する支援付き住宅

都市型軽費老人ホーム 基準緩和で受け皿期待

「ふるさと見荘」で暮らす。同住宅は生活保護費の範囲で住め、生活は職員が支援、訪問介護などを利用する。火災では、墨田区などから生活保護を受けていた入居者もいた。認知症高齢者もいたが、特別養護老人ホームに空きがなく、生活保護費では費用が高い有料老人ホームに入居できず、たまゆらにいた。ここした実態を受け、国は老人福祉施設のひとつ「軽費老人ホーム」の設置が都市部でも進むよう、設置基準などを緩和した「都市型」を創設した。同ホームは低料金で低所得者でも入居できる施設。「身体機能低下などで自立生活に不安があり、家族の援助が困難な人」が対象となる。都市型は、法律に基づく設備・運営基準で定められた定員や居室床面積などを緩和、

「たまゆら」火災から1年



支援付き住宅「ふるさと見荘」で暮らす「たまゆら」元入居者（左）。やっと落ち着ける住まいを見つけた＝東京都墨田区で

都市型軽費老人ホーム（ケアハウス） 老人福祉法に基づいた老人福祉施設で、自治体や社会福祉法人、民間事業者が設置する。無料や低料金で入居でき、食事や入浴などのサービスを受けられる。都市型は大都市限定で設備・運営基準を緩和。定員は20人以下（現行20人以上）、居室床面積は四畳半程度の7.43平方メートル以上（同21.6平方メートル以上）、現行で必置の談話室は不要など小規模でも設置できる。東京都のモデルケース（23区内、定員10人、職員4人）では居住費、食費など利用料は月10万4000円。

地価が高い都市部でも小規模施設として整備しやすくした。来月から新基準が施行される。併せて国は新設・改修に対する

し、定員一人あたり百五十万円を補助する。東京都も独自に補助制度を設け、新築で同一人百五十万円を上乗せする。新年度から三年間で、都は昨年調査で確認した、無届け施設や無料低額宿泊所の入居者二千四百人分を整備する。先月二十六日、都が開いた事業者向け説明会には、社会福祉法人、民間事業者ら参加

者は四百人を超え、関心の高さを示した。学生・社員寮事業を手がける会社の社員は「少子化で空く寮も増えて、転用できないかと考え参加した」と話す。新規参入も増えれば施設整備は進むが、「ふるさと」の滝脇憲理事は新施策を歓迎しつつも、「そんなに新設できる土地が都市にあるだろうか」と増設には懐疑的だ。

むしろ「アパートなども活用し、生活支援のサポートセンターと組み合わせ、地域自体を支援付き住宅にする仕組みも必要」と都市部の事情に合わせた支援のネットワーク化を提言する。軽費老人ホームは原則要介護度が軽度の人が対象で、認知症など要介護度の重い人の受け入れは敬遠される可能性がある。滝脇さんは「本当に困っている人が取り残される恐れがある」と懸念する。一方、「在宅で暮らせる支援が十分ではないのに、施設が足りない」という議論は納得できない」と話すのは、「いけた後見支援ネット」の池田恵利子代表だ。認知症高齢者の在宅生活を成年後見人として支える経験から、福祉サービスと後見制度の連携強化で在宅で生活を支える環境づくりを求める。「高齢者の暮らしで一番大事な自己決定、在宅で住み続けたいという意思を支える制度をきちんと考えるべき時期だ」と訴える。